

社内加工による不適合に対する処置

＜処置の流れ＞

不適合発生 → ① 製造部門長の聞き取りによる記帳 → ② 判断基準のレベルにより処置を取る

＜管理方法＞ 社内不適合処置管理表に記入

判断基準

| ＜段階＞ | ＜判断内容＞ | ＜処置内容＞ |
|------|--|----------------------|
| レベル1 | 月内に1回の不適合発生時 | 注意を促し、原因を確認する |
| レベル2 | 月内に2回の不適合発生時 | 注意を促し、対策案の検討をする |
| レベル3 | 月内に3回目 または <u>重大な不適合発生時</u> または顧客から要求があった場合 | 不具合是正処置要求書を発行→対策案の実施 |
| レベル4 | 対策案実施後の不適合発生時 | 再度の教育訓練実施 |

補足：重大な不適合発生とは、今後、顧客との取引に影響が出るものとする。
監視期間は、各レベルにおいて1ヶ月間とする。ただし、レベル3以上で1ヶ月以内に次の発注が無く、効果の確認が取れなかった時は、次回の類似品で効果の確認を実施する。